

部会に属すべき臨時委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき臨時委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長 竹内 啓

記

平成20年6月9日付

基本計画部会

臨時委員 黒田 昌裕（東北公益文科大学学長）